

第1章 はじめに

知的障害を有する犯罪者の実態や処遇については、元衆議院議員の山本譲司氏が、御自身の経験を基にした著書「獄窓記」、「累犯障害者」等で、刑事施設に在所している知的障害を有する受刑者の実情を紹介されたことなどを契機に、その存在がクローズアップされることとなった。その後、平成18年度から20年度にかけて、社会福祉法人南高愛隣会理事長（当時）の田島良昭氏を研究代表として、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施された。この研究は、山本譲司氏のほか、中央大学法学部教授（当時）の藤本哲也氏や、矯正、更生保護、社会福祉の各分野の実務家及び研究者が一堂に会した大規模な研究である。藤本哲也氏の研究グループでは「わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査と諸外国の文献調査」というテーマで研究が行われ、この中で、全国15庁の刑務所に収容されている受刑者のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者、全国の少年院に収容されている知的障害者又は知的障害者に準じた処遇を必要とする者に関する特別調査が実施された。そして、その調査結果に基づいて、法務省・厚生労働省に対して、「社会生活支援センター（仮称）の設置」等の政策提言がされた。

また、平成21年度から23年度にかけて、田島良昭氏を研究代表として、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が実施され、同研究では、「障害者・高齢者を対象にした『司法』と『福祉』が連携した刑事政策の必要性」、具体的には、「刑事手続の早い段階で司法手続を回避（ダイバージョン）する、障害者・高齢者を対象にした『第三の刑事政策』が求められる」などの政策提言が盛り込まれた（田島ら 2013）。

平成21年4月から、全国の矯正施設及び保護観察所では、厚生労働省により各都道府県に整備された地域生活定着支援センターと連携し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者について、釈放後速やかに、適当な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため特別調整（上記受刑者に対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整についての特別の手続をいう。）を行っている。検察庁では、知的障害の疑いのある被疑者等福祉的支援を必要とする者について、再犯防止・社会復帰支援の観点から福祉的対応の可否を検討し、これを処分や裁判で求刑する際の判断材料とする新しい取組が試行されている。

知的障害を有する犯罪者に対する効果的な処遇の在り方を検討するには、その実態に関するデータに基づくことが必要であるが、前述の厚生労働科学研究におけるサンプル調査結果があるにとどまり、知的障害を有する犯罪者に関する全国的な大規模調査は実施されていない。そこで、当部では、知的障害を有する犯罪者のうち、本テーマに関して初めに注目されることとなった刑事施設を対象とし、知的障害を有する受刑者の実態と処遇に関して、研究を行うこととした。

本報告書は、大きく三つのパートから構成される。第一は、各刑事施設を対象とする知的障害を有する受刑者に対する処遇概況に関する調査（処遇概況等調査）、第二は、知的障害を有する受刑者を対象とする実態に関する調査（知的障害受刑者調査）である。第三は、海外における取組として、英国及びニュージーランドにおける知的障害を有する犯罪者に関する先進的な取組を紹介する。

引用・参考文献

- 内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦（2011） 「罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援－司法と福祉の協働実践」, 現代人文社
- 田島良昭（研究代表）（2009） 「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（平成18～20年度）」, 厚生労働科学研究（精神保健福祉総合研究事業）報告書
- 田島良昭（研究代表）（2013） 「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（平成21～23年度）」, 厚生労働科学研究（障害者対策総合研究事業）報告書
- 山本讓司（2008） 「獄窓記」, 新潮文庫
- 山本讓司（2009） 「累犯障害者」, 新潮文庫